

令和7年度法務省委託ヘイトスピーチに関するデジタル教材制作仕様書

1 目的

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めている。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであり、ヘイトスピーチを解消するためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会に浸透することが重要である。

ヘイトスピーチの解消に向けた取組については、政府のみではなく、各地方公共団体も地域の実情に応じて推進することが重要であり、その前提として地方公共団体はヘイトスピーチの歴史的背景や動向等に関する理解を深める必要がある。

そこで、各地方公共団体においてヘイトスピーチの解消に向けた取組を積極的に推進することが可能となるよう、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を既に推進している地方公共団体の取組事例等の紹介を含め、ヘイトスピーチの歴史的背景や動向等に関する知見を分かりやすく習得させることを目的として、アニメーション動画を活用したデジタル教材（動画教材）を制作するものである。

2 訴求対象

地方公共団体職員

3 発注内容

- (1) 上記1の目的を踏まえたデジタル教材の企画・制作
- (2) インターネット上におけるストリーミング配信用データの制作
- (3) 本業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式
- (4) その他、デジタル教材制作業務に付随して発生する作業等

4 想定する活用場面

- (1) 地方公共団体が実施する職員向け研修会、勉強会等における上映
- (2) インターネット上でのストリーミング配信
- (3) 各種イベント等における上映

5 動画の内容

- (1) 方向性・観点

ア デジタル教材の視聴により、地方公共団体職員が、ヘイトスピーチの歴史的背景や動向等に関する知見を習得することができる内容とすること。

イ アに規定する知見を一方的に与えるだけでなく、地方公共団体職員が、アに規定する知見を踏まえた施策発案を促すような内容とすること。

ウ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。

エ 地方公共団体職員のための施策立案ガイダンスとして適切な内容・構成とすること。

カ 近時の法令改正を踏まえた内容とすること。

(2) 表現方法

10分程度の2Dモーショングラフィックスアニメーション動画とすること。抽象的で複雑な情報であっても、テキスト、図形、画像などに動きを付けることで端的に表現し、理解しやすいものとする。

※ 完成イメージ例 (YouTube MOJ channel)

<https://www.youtube.com/watch?v=ol8qydlms4o>

(3) 構成例

デジタル教材の構成は、下記ア～ウを想定している。ただし、より良い構成とそれに沿った内容、知見等の習得効果が高いと考えられるものがある場合はこれらに代えて提案すること。

なお、「イ 日本におけるヘイトスピーチの現状について」及び「ウ ヘイトスピーチ解消に向けた取組について」の具体的な例については、法務省から公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）を通じて情報提供を行うことを想定しているが、受注者は、必要に応じてインターネット等でデジタル教材の制作に必要な情報の収集を行うこと。

ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」。）について（2分30秒）

（ア）制定の経緯（歴史的背景やその後の動向）

（イ）ヘイトスピーチ解消法の意義、概要

前文に規定されている制定の意義を解説する。

（ウ）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の典型例

イ 日本におけるヘイトスピーチの現状について（2分）

（ア）ヘイトスピーチを伴うデモ、街宣活動

例：在日クルド人に対する排斥デモ（埼玉県川口市）

（イ）インターネット上のヘイトスピーチ

例：令和6年に開催された全国高等学校野球選手権大会に関連してインターネット上で民族差別とみられるような悪質な書き込みが多数投稿された）

- (ウ) 選挙運動等に名を借りたヘイトスピーチ
- ウ ヘイトスピーチ解消に向けた取組について (5分)
- (ア) 国の取組 (所管省庁である法務省を中心とした様々な人権擁護活動) の紹介
 - ・ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動
 - 「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとした、新聞・インターネット広告の展開、法務省ホームページにおける特設ページの開設、ポスター・リーフレットの作成・配布、Y o u T u b e におけるスポット映像の配信等
 - ・法務局、地方法務局における人権相談や調査救済活動の紹介
- (イ) 地方公共団体の取組 (条例、ガイドライン制定の動き) の紹介
 - 例：大阪市 (条例)、川崎市 (条例・ガイドライン)
 - ※ 大阪市は法整備以前に条例を制定するなど、先進的に独自の取組を行ってきた地方公共団体である。
- (ウ) ヘイトスピーチ対策専門部会 (関係省庁・地方公共団体との連携) の紹介

6 監修者

- (1) 本動画の制作に際し、監修者を当センターが指定する。
- (2) 本動画の監修者の謝金、旅費については、入札金額に含めること。

7 規格等

(1) デジタル教材

ア デジタル教材の制作 (企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式)

- (ア) 映像形態：「5 動画の内容 (2)」参照
- (イ) 撮影解像度：フルハイビジョン (1 9 2 0 × 1 0 8 0)
- (ウ) 収録時間：1 0 分
- (エ) 色：カラー
 - ※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。
- (オ) アスペクト比：1 6 : 9 (レターボックスなしの実質比)

イ メディア (DVD-V i d e o) の製造

- (ア) メディア：DVD-V i d e o
- (イ) 枚数：3 7 0 枚
- (ウ) 副音声・字幕・メニュー画面等

以下の4パターンを作成しメニュー画面で選択可能とすること。

- a 字幕なし・副音声なし
- b 字幕なし・副音声あり
- c 字幕あり・副音声なし
- d 字幕あり・副音声あり

- ※ 字幕は日本語とする。
- ※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- ※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。
- (エ) 媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をレーベル面に印字すること。
- (オ) コピーガード（CSS）：設定しないこと。
- (カ) パッケージ：個別に既製のDVDケースに収納すること。
- (2) ストリーミング配信用データ

本動画のインターネット上におけるストリーミング配信用データの作成仕様は次のとおりとする。

 - ア 映像：以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像
 - (ア) 「全編通し」データ
 - (イ) 前述「5 動画の内容（3）構成例」の構成に基づき、分割した個別のストリーミングデータは、フルサイズのデータと1データ当たり1GB以内に納まるようにしたもの両方を作成すること。
 - イ 映像フォーマット

MPEG-4 AVC (H.264)
 - ウ 解像度：以下の仕様による

〔HD〕1920×1080

ファイルサイズ 1GB未満

フレームレート 24fps

アスペクト比 16：9（レターボックスなしの実質比）
- ※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議の上、変更することも可能。

8 成果物

(1) デジタル教材

- ア DVD-Video（既製の個別ケースに収納）

370枚
- イ DVD盤面版下データ及びPDFデータ

4セット
- ※ DVD-R等で納品すること

- ウ 完成台本データ及び字幕データ
4セット
※ DVD-R等で納品すること
- エ 映像原版を記録した適宜メディア（白データを含む）
2セット
※ ハードディスク等の記録媒体にて納品すること。
※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管
すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。
- オ DVDプレスマスター
4セット
※ プラントダイレクト等形式のオーサリング済プレスマスターを納
品すること。
※ DVD-R等で納品すること
- (2) ストリーミング配信用データ
4セット
※ DVD-R等で納品すること

9 納品

(1) 納品日

令和7年12月19日（金）

(2) 納品場所

- ア 法務省人権擁護局人権啓発課
（東京都千代田区霞が関1-1-1）
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）
- ウ 当センターの指定する場所
（都内またはその近郊の梱包・発送会社を予定）
※ 法務局・地方法務局への発送分

(3) 納品物振り分け

- ア 法務省人権擁護局人権啓発課（東京都千代田区）
 - （ア）DVD-Video 2枚
 - （イ）関連データ一式 1セット
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区）
 - （ア）DVD-Video 7枚
 - （イ）映像原版を記録した適宜メディア（白データを含む） 2セット
 - （ウ）プレスマスター 4セット
 - （エ）関連データ一式 3セット
- ウ 当センターの指定する場所（都内近郊）
 - （ア）DVD-Video 361枚

※ 納品物の詳細については発送の2か月前には確認すること

10 業務体制

- (1) 受注者は、契約締結後5業務日以内に企画書及び企画から制作、納品までの工程表（企画書提出後、納品までのスケジュール表）を提出し、当センターの了承を得ること。なお、当センターからの修正及び構成の指示に係る期間について十分な余裕を持って臨むこと。また、適宜デザインなどの提出及び必要事項の協議を行うことで、進捗状況を報告すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
- (3) 本事業の実施に当たり、法務省の意向により企画内容の修正が複数回発生することが想定されるので、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (4) 受注者は、制作した動画の内容等について、当センターが必要な修正を求めた場合、速やかに対応すること。また、受注者が制作過程において別途案を制作した場合には、その都度、当センターの了承を得ること。その他、受注者は必要に応じて当センターが協議を求めることを了承し、その際には誠実に対応すること。
- (5) 法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (6) 本動画等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはストーリーミングデータやPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。

11 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。また、同書類のPDFデータを、下記15の問合せ先・連絡先宛てにEメール又は郵便等で送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1者当たり2案まで提出可

- (ア) 企画意図・趣旨・体制図等（13（5）（6）（14）に記載する内容を含む）
- (イ) 動画構成案及びシノプシス（2,000字程度）
- (ウ) その他映像表現やイメージ等補足資料（任意）
- (エ) 制作スケジュール
- (オ) 補足資料等 ※ 任意

- イ 入札書（別紙１の様式を使用し、提出の際は封かんすること）
- ウ 委任状（別紙２の様式に準じて作成、代表者が入札する場合には不要）
- エ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書（写し）
- オ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙３）

（２）落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

（３）書類提出期限（厳守）

- ア （１）のア 令和７年６月２７日（金）午後３時００分
- イ （１）のイ～オ 令和７年７月４日（金）午前１０時００分

（４）開札

令和７年７月４日（金）午前１０時３０分から

※ 当センターにて実施予定

（５）その他

本入札への参加を希望する場合は、令和７年６月２０日（金）までに、当センターに電話又はＥメールにて連絡すること。

12 スケジュール（予定）

- （１）令和７年６月１３日（金） 入札情報開示
- （２）令和７年６月２０日（金） 入札参加希望連絡期限
- （３）令和７年６月２７日（金） 提案書等（入札書を除く）提出締切
- （４）令和７年７月４日（金） 入札書提出締切、開札、受注者決定
- （５）令和７年７月４日（金）～令和７年１２月初旬 動画の制作
- （６）令和７年１２月初旬 DVDプレス等
- （７）令和７年１２月１９日（金） 納品

13 その他

- （１）応札者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- （２）応札者から提出された提案書等の提案書類は返却しない。
- （３）本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。
- （４）本業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- （５）本業務を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。

- (6) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (8) 請求書類は全業務完遂後に発行すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (10) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (12) 入札書への必要事項の記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (13) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受託者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (14) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD・Video等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。
- (15) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (16) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (17) 本業務に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (18) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

14 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子

(2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

15 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第2課 鈴木・島田
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL： 03-5777-1802 (代表)

FAX： 03-5777-1803

Eメール： jigyo02@jinken.or.jp

ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>